

中野市及び山ノ内町における新型コロナウイルス感染症対策を強化します

令和2年12月16日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

北信圏域においては、12月2日に県独自の6段階の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、12月7日には、とりわけ陽性者の確認が集中していた中野市及び山ノ内町について2週間の「対策集中期間」を設け、より一層の対策の強化を図っているところです。

しかしながら、北信圏域における直近1週間（12月9日～15日）の新規陽性者数は47人（うち中野市及び山ノ内町36人）と高止まりが続いており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、集団発生や感染経路不明な事例などのリスクの高い事例が散発しています。

このため、感染の拡大が続いている中野市及び山ノ内町における「対策集中期間」を23日まで延長し、対策を追加して感染拡大の抑制を図ることとします。

2 中野市及び山ノ内町における県の対策強化について

中野市及び山ノ内町におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。中野市及び山ノ内町にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

- | |
|--|
| <p>① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛を要請します</p> <p>② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用停止（休業）・営業時間の短縮を要請します【山ノ内町湯河原一組及び同町星川三組】（12月17日から23日まで）</p> <p style="text-align: right;">以上、特措法第24条第9項に基づく措置</p> <p>③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【山ノ内町湯河原一組及び同町星川三組】</p> <p>④ 山ノ内町と連携し感染拡大防止対策などにかかる地域の取組を支援します</p> |
|--|

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛を要請します

中野市及び山ノ内町にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう要請します。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

（高齢者や基礎疾患のある方等
65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方）

② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用停止（休業）・営業時間の短縮を要請します【山ノ内町湯河原一組及び同町星川三組】（12月17日から23日まで）

山ノ内町湯河原一組及び同町星川三組（別紙参照）における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり要請します。

なお、要請の期間は当面12月17日*から23日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店 （酒類の提供を行うものに限る） 〔 特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設 〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 （5時～22時）
飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	—	営業時間短縮 （5時～22時）

※ 17日の営業時間から（営業時間短縮の場合は17日の22時以降）適用

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【山ノ内町湯河原一組及び同町星川三組】

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対し、山ノ内町と連携して支援します。

④ 山ノ内町と連携し感染拡大防止対策などにかかる地域の取組を支援します

山ノ内町と連携し、地域の観光関係者や商店街等が取り組む感染拡大防止対策や風評被害防止対策のための取組等を支援します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用停止（休業）・営業時間の短縮を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 =休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 =営業時間短縮 （5時～22時）を要請
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる食事提供施設

飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～22時）を要請 （宅配・テイクアウトを除く）
--------------------	----------------------	-------------------------------------



